

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月3日

静岡市長 難波 喬司



1 認可地縁団体の名称

小鹿自治会

2 区域

静岡市駿河区小鹿の区域

3 主たる事務所

静岡市駿河区小鹿865番地の5

4 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地 目	面 積	所在地
宅地	351.53m ²	静岡市駿河区小鹿字本村865番5

(2) 表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏 名	住 所
青島 正朔	静岡市小鹿869番地
山崎 金太郎	静岡市小鹿739番地
青島 金吾	静岡市小鹿872番地
岡本 総三	静岡市小鹿747番地の2
出島 光平	静岡市小鹿996番地
青島 兼一郎	静岡市小鹿970番地の1
内田 とし子	静岡市駿河区小鹿1002番地の1
南條 武司	静岡市小鹿368番地
青島 安太郎	静岡市小鹿804番地
田村 敏太郎	静岡市小鹿701番地の1
杉山 俊	静岡市小鹿697番地
桑山 義央	静岡市駿河区小鹿830番地
南條 貴之	静岡市駿河区小鹿753番地の5
三浦 芳之助	静岡市小鹿1020番地
南條 康弘	静岡市小鹿1535番地の2

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人
又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和8年7月3日から令和8年10月3日まで

7 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出
書及び関係書類を静岡市長に提出すること

※静岡市ホームページ内にも掲載しています

8 異議申出書等提出先

駿河区役所地域総務課

〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所3階

電話：054-287-8697（直通）